

令和5年大網白里市議会第4回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 令和5年12月15日（金曜日）午後1時28分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

小倉利昭	委員長	引間真理子	副委員長
高野祐二	委員	石渡登志男	委員
田辺正弘	委員		

出席説明員

ガス事業課長	板倉洋和	ガス事業課副課長	山田俊雄
ガス事業課主査 兼業務班長	増村弘貴		
農業振興課長	野口裕之	農業振興課副課長	石井勇
農業振興課主査 兼農政班長	地引和人		
地域づくり課長	北田吉男	地域づくり課副課長	渡邊公一郎
地域づくり課主査 兼環境対策班長	内海淳		

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部一男	主査	山本卓也
主任書記	小笠原勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 条例等付託議案の審査

- ・議案第 3号 令和5年度大網白里市ガス事業会計補正予算（第1号）
(ガス事業課)
- ・議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について（農業振興課）
- ・議案第 7号 大網白里市空家等の適切な管理に関する条例の制定について
(地域づくり課)

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（引間真理子副委員長） ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。

（午後1時28分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（引間真理子副委員長） 最初に委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（小倉利昭委員長） 皆様、ご苦労様です。

今回、当常任委員会で協議する内容は議案3件であります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いします。

○副委員長（引間真理子副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入る前に1つだけ注意事項をお知らせします。

本日もA I 反訳システムを使用しますので、皆さん必ずマイクを使用願います。

それでは委員長、進行をお願いします。

○委員長（小倉利昭委員長） 傍聴者はいますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（小倉利昭委員長） いないようですので次に進みます。

本日の出席委員は5名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので
会議は成立いたします。

◎議案第 3号 令和5年度大網白里市ガス事業会計補正予算（第1号）

○委員長（小倉利昭委員長） これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

議案第3号 令和5年度大網白里市ガス事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ガス事業課を入室させてください。

（ガス事業課 入室）

○委員長（小倉利昭委員長） ガス事業課の皆さんご苦労様です。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もござ
いますので説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に、各委員から質問等があった際、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、発言の際には、マイクを使用するようを併せてお願いします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第3号の説明をお願いいたします。

○板倉洋和ガス事業課長 私、ガス事業課長の板倉と申します。よろしく申し上げます。

そして私の右手におりますのが、副課長の山田でございます。

○山田俊雄ガス事業課副課長 山田です。よろしく申し上げます。

○板倉洋和ガス事業課長 私の左手におりますのが、業務班長の増村でございます。

○増村弘貴ガス事業課主査兼業務班長 増村です。よろしく申し上げます。

○板倉洋和ガス事業課長 以上3名でご説明させていただきますよろしく申し上げます。

以後、着座で失礼いたします。

それでは、議案第3号 ガス事業会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

補正の内容は、債務負担行為の設定1件となります。

設定の理由につきましては、ガス事業会計で現在使用しております、公営ガス事業会計システムの更新を行うためでございます。

現在の会計システムの契約期間は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。次期システムの更新を迎えるに際し、令和6年4月から令和7年3月までの1年間でシステム更新の準備期間と考え、また、その1年間の準備経費のほか、令和7年4月から令和12年3月までの5年間に使用する運用経費を加えた金額を今回、債務負担行為として設定させていただくものとしたものでございます。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） ただいま説明のありました、議案第3号の内容についてご質問等があればお願いいたします。

石渡委員。

○石渡登志男委員 それなりの金額だと思うんですけど、これ、例えばシステムのバージョンアップなんかする必要が出てくるんじゃないかと思うんですけど、こういったものとかあるいはあとサポート的なもの、こういったものもこの設定額の表の中に、含まれてるものなんですか。

○委員長（小倉利昭委員長） 増村班長。

○増村弘貴ガス事業課主査兼業務班長 今のご質問につきましては、次期システムのそもそも構築、セットアップ含めてですね、保守含めた5年間の利用料含めたもの、全て含めた金額となっております。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） よろしいですか。

○石渡登志男委員 はい。

○委員長（小倉利昭委員長） 他に質問ございませんか。

田辺委員。

○田辺正弘委員 内容が内容ですので、債務負担行為の設定ですので、特に質問等はないと私は思います。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（小倉利昭委員長） それでは、なければガス事業課の皆さん、大変ご苦勞様でした。退席していただいて結構でございます。

（ガス事業課 退室）

◎議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小倉利昭委員長） 次に、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

農業振興課を入室させてください。

（農業振興課 入室）

○委員長（小倉利昭委員長） 農業振興課の皆様ご苦勞様です。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に、各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可をを求めてから速やかにお答えください。

また、発言の際にはマイクを使用するよう、併せてお願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第5号の説明をお願いいたしま

す。

○野口裕之農業振興課長 農業振興課でございます。よろしくお願いいたします。

出席職員でございますが、私の右側、副課長の石井でございます。

○石井 勇農業振興課副課長 石井です。よろしくお願いいたします。

○野口裕之農業振興課長 左側になります。農政班長の地引でございます。

○地引和人農業振興課主査兼農政班長 地引と申します。よろしくお願いいたします。

○野口裕之農業振興課長 最後に私農業振興課長の野口です。よろしくお願いいたします。

以後は、着座にて説明の方させていただきます。

議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由の方をご説明させていただきます。

本案は、鳥獣被害対策の担い手の確保、鳥獣被害の軽減等の被害防止施策を実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項の規定により、大網白里市鳥獣被害対策実施主隊を設置するに当たり、その隊員の報酬を新設するため所要の改正を行うものとでございます。

なおですね、県内におきまして、鳥獣被害実施隊、既に設置されているものは18市町、今回本案の条例改正と並行いたしまして、市の方で鳥獣被害対策実施隊設置要綱の制定の方を現在進めておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小倉利昭委員長） ありがとうございます。

ただいまの議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

石渡委員。

○石渡登志男委員 大網白里市の鳥獣被害対策実施隊っていうのは、人数っていうのは、どれぐらいいるものなのか、それから、例えば今ほらイノシシとか結構すごいで、その実施隊の人数で、賄うことが、今現状でそれで足りている、いるのかどうかっていうのを教えてください。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○野口裕之農業振興課長 今現在想定しております、今後設置するこの実施隊、特に人数の制限はございませんで、今現在想定している今年度中に実施隊を組織するという中で、猟友会、当然、狩猟免許を取得している猟友会の方ですとか、あとは市の職員においても、農業振興

課農政班の職員、それから、農業振興課以外の職員で狩猟免許を取得している者。

あと、今後については各地域において、この有害鳥獣駆除というものを啓発した中で、特に積極的に取り組んでいただけるであろうという方が、民間の方でいけば、そういった方々も含めて、実施隊の方に参画していただくというような形で、市長の方から任命ということで、地位的に位置付けをするものでございまして、特に人数の制限等はなく、極力多ければ多いなりの鳥獣被害対策ができるだろうというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 人数の制限がないということで、これ例えば18市町でこれを実施してるってことですけど、他の自治体で実施してるってところっていうのは、人数的にはその実施隊っていうのはどれぐらい、大体平均でいるものなんですか。

○委員長（小倉利昭委員長） はい課長。

○野口裕之農業振興課長 すみません。

実際の詳細な人数については、ちょっと把握しきれていない状況ではございますが、概ね任命されている実施隊のメンバーといたしましては、先ほど申し上げましたとおり、猟友会の狩猟免許取得者、あとは各自自治体の職員ということになっておりますので、概ね……確か10名から20名ぐらいの組織編成が多いかと思われま。

なお、この18市町におきましては、どうしてもイノシシですとか、鳥獣被害の多い南の方の地域の方で、多く編成されているという状況でございます。

○委員長（小倉利昭委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 この大綱については、イノシシ、こういったものっていうのは、毎年毎年増加傾向にあるものなんですか。

○委員長（小倉利昭委員長） はい、班長。

○地引和人農業振興課主査兼農政班長 イノシシにつきましては、去年は106頭おりまして、今年、10月末現在で、86頭ということで、概ね横ばいなんですけれども、この時点で86頭なので増えてきてるっていうのがあります。

目撃情報とかも多くなっております。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） 他にありますか。

○石渡登志男委員 以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） 他に。

○副委員長（引間真理子副委員長） 今現在、猟友会のメンバーは何名ぐらいいらっしゃるのかということと、これから取り組んでいくに当たり、そういう職員、それと、あと実際に自分の地域で、取り組んでいる方もいらっしゃるのも伺ってますけれども、そういった方たちがまず登録をして、そういう何か要請があって動くっていう形なんでしょうか。

それと、あとその任期というか、そういった年数とか何かそういう期間っていうのは限られるんでしょうかお願いいたします。

○委員長（小倉利昭委員長） 班長。

○地引和人農業振興課主査兼農政班長 猟友会につきましては、メンバーについてはちょっと正確な数字までちょっと把握してなかったところではあるんですけども、仕事としまして、市の方でも野生獣の捕獲業務ということで委託してるもののほか、県の方でも捕獲業務の方を受託しておりまして、そういった業務をやっていただいているということと、あとですね、その他で、地元猟友会独自にですね、箱わな等を設置したりとかして、捕獲業務とかもやっているというところです。

あと、資格の方なんですけれども、その都度、わな免許、まあ銃の免許持ってる方もいらっしゃるんですけども、それぞれ資格の任期がありまして、その都度更新しているというところなんです。

○委員長（小倉利昭委員長） よろしいですか。

○副委員長（引間真理子副委員長） はい。

○委員長（小倉利昭委員長） 高野委員。

○高野祐二委員 今、先ほど捕獲の機器みたいなのを設置してるっていうんですけども、どのぐらいの数、設置してて、実際にその捕獲されてるっていうことが実績みたいなのは、あるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（小倉利昭委員長） 地引班長。

○地引和人農業振興課主査兼農政班長 わななんですけれども、イノシシ用の箱わなで申しますと、市の方では28基保有しておりまして、そのうちですね、現在、令和5年の10月現在で一応61か所設置してます。

ごめんなさい、小型でした……

○野口裕之農業振興課長 委員長、すみません。

○委員長（小倉利昭委員長） はい、課長。

○野口裕之農業振興課長 今現在、市が保有しておりますイノシシ用の中型の箱わなにつきましては28基、あとは個人の持ち物ということで4基、合計32基あります。

今現在、事務所の方に2基保有しております、残りの分については、皆さん、地元の方からの要望ですとかそういったもので、今、わなの方を設置、仕掛けてあるという状況でございます。

あと、ハクビシンですとか、アライグマ用の小型獣用の箱わなといたしましては48基保有しております、こちらの方は、ほぼ全て今、貸し出し、設置しておるという状況でございます。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） よろしいですか。

○高野祐二委員 はい、ありがとうございます。

○委員長（小倉利昭委員長） 田辺委員。

○田辺正弘委員 ご苦労様です。

鳥獣による農作物への被害は毎年多く聞かれる中で、市民の皆様も対策には大変お困りのことだと思いますが、隊員の設置、非常に良いことだと思いますが、ちょっといくつか質問させてください。

隊員の具体的な職務についてはどのようなものなのか、誰が招集するのか、報酬の支払いに当たって活動報告書などを作成を求めるのか、お答えください。

○委員長（小倉利昭委員長） 地引班長。

○地引和人農業振興課主査兼農政班長 まず実施隊の具体的な役割なんですけれども、基本的には箱わなの設置等による被害対策の実施っていうところなんですけれども、被害対策向上に向けた研修の受講であったり会議の出席、その他で市街地にイノシシ等の有害獣が出没した際の追い払い等の具体的な鳥獣対策の方を行ってもらうような形になります。

で、招集・指揮系統については、農業振興課長が実施隊長ということで任命をさせていただきまして、その隊長の指揮により活動を行ってもらうという形になります。

その他の報告につきましては、活動報告書の方を実施隊の方に作成していただいて、その際写真を添付していただいたり、活動した時間、内容等を書いた上で、報告をしてもらうような形で、それに基づいて報酬等もお支払いするような形になります。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） 田辺委員。

○田辺正弘委員 次に、報酬額の設定の根拠はどのような根拠で8,000円になってるのか教えてください。

○委員長（小倉利昭委員長） 地引班長。

○地引和人農業振興課主査兼農政班長 隊員報酬の日額8,000円の根拠につきましては、国の方から鳥獣被害対策実施隊員の日額報酬の考え方という、通知が発出されておりました、その中で、1日当たりの8,000円を標準とすること、ということで示されておりますので、それに準拠したものとしております。

○田辺正弘委員 報酬のお金の出所は一般財源ですか。

それとも、国の方も指導してるから国の方からも何か出てるのか教えてください。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○野口裕之農業振興課長 実施隊員の報酬につきましては、基本的に一般財源での支出になります。

国の方から示されているものについては、報酬等については、そのあとですね、地方交付税で8割が交付税で措置されるというところになっております。

以上です。

○田辺正弘委員 最後に、隊員の職務中にもし事故等があった場合は、公務災害になるのか教えてください。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○野口裕之農業振興課長 今回、非常勤の特別職という位置付けを条例でされることにより、本活動に際しての災害については保障されるという対応になります。

以上です。

○田辺正弘委員 ぜひ安全に配慮するようお願いします。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） 他に。

石渡委員。

○石渡登志男委員 ついでにちょっと聞きたいなと思ったんですけど、キョンは、キョンはどうですか、大綱では、キョンも見かけたぞっていう目撃例っていうのは、やっぱりあるんですか。増えてるんですか。いるのかいないのかもね。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○野口裕之農業振興課長 キョンの目撃情報につきましては、過去に1度か2度ほどありまし

たが、実際このところを目撃情報ですとか、そういったものについては農業振興課の方には、幸い今のところあがってきてないというところではありますが、近隣まででは、茂原市ですとか目撃情報が出てるといところもありますので、今後はちょっと懸念されるかなというところでもあります。

○石渡登志男委員 はい、結構です。

○委員長（小倉利昭委員長） よろしいですか。

他にございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（小倉利昭委員長） それでは農業振興課の皆様ご苦勞様でした。

退席していただいて結構です。

（農業振興課 退室）

◎議案第 7号 大網白里市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

○委員長（小倉利昭委員長） 次に、議案第7号 大網白里市空家等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題とします。

地域づくり課を入室させてください。

（地域づくり課 入室）

○委員長（小倉利昭委員長） 地域づくり課の皆様ご苦勞様です。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので説明は間簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、発言の際には、マイクを使用するよう、併せてお願いします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第7号の説明をお願いいたします。

○北田吉男地域づくり課長 地域づくり課です。

はじめに職員の紹介をいたします。私の左隣ですが、渡邊副課長です。

○渡邊公一郎地域づくり課副課長 渡邊です。

○北田吉男地域づくり課長 その隣、環境対策班長の内海主査です。

○内海 淳地域づくり課主査兼環境対策班長 内海です。よろしく申し上げます。

○北田吉男地域づくり課長 最後に私、課長の北田です。よろしくお願いいたします。

それでは着座にて説明させていただきます。

それでは、地域づくり課からは、議案第7号 大網白里市空家等の適切な管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

まず、制定の趣旨ですが、市内の空家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進に関し、必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図るため、新たに条例を制定しようとするものです。

条例の内容ですが、主なものとして、1つ目、大網白里市空家等対策協議会の設置、第6条関係になります。

法第8条第1項の規定により、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関することや、特定空家等の認定、措置に関すること等を審議する空家等対策協議会を設置することを規定します。

2つ目として、緊急安全措置、第8条関係になります。

空家等の危険な状態を回避するために必要最小限の措置を講ずることができることを規定します。

3つ目、代行措置でございます。第9条になります。

法第22条第2項の規定による勧告を受けた特定空家等の所有者等から、当該勧告に係る措置の履行が困難との申し出があった場合、やむを得ないものと認めるときは、所有者等に代わって、当該措置を講ずることができることを規定します。

この場合、当該措置に要した費用は所有者の負担といたします。

施行日ですけれども、令和6年4月1日、ただし、空家等対策協議会に係る規定については、公布の日から施行することとします。

他市町村の状況ですが、県内における空家等に関する条例の制定は、29市町村ございます。

ここでもう1点、本件に関しては、パブリックコメントを実施しております。

それについてご報告いたします。

市民の意見等を反映するためのパブリックコメントを実施しております。

実施期間は、令和5年9月1日から10月2日までの約1か月間で、1名の方から2件のご意見をいただきました。

意見の内容ですけれども、第8条の緊急安全措置関係で、1つには、条例中に記載の市民

等の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすことが明らかという表現をしておりますが、これについて、空き家等からの落下物や飛来物など、自身で防御することが、困難な方に対して、空き家等の危険な状態の予見の可能性を重視して緊急安全措置がとれるよう、市民の安全・安心の観点で検討ご配慮をいただきたいというものでございました。

回答としましては、今後、管理等のマニュアルを作成する予定ですが、その中での参考意見とさせて反映していきたいと考えております。

もう1つ、2つ目として、第8条の同じ記載内容となりますが、市民等の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすということについて、ある程度具体的な空家の危険な状態について、その判断基準となる何らかの行政規則等を定めて、市民に公表して欲しいというものでございました。

回答としましては、同じように作成予定のマニュアルに盛り込んでいくとともに、完成後に公表をして参りたいとしております。

以上がパブリックコメントについての報告です。

条例制定について、説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（小倉利昭委員長） ただいま説明のありました議案第7号の内容について、ご質問があればお願いいたします。

石渡委員。

○石渡登志男委員 これは、この条例制定ってのは必要だと思うんですよ。

まして大綱ってのは高齢化率が、非常に高いんで。

こないだほら、廃業した旅館に住み着き窃盗をしたっていう、そこの東金署は現場の周辺には空家が、廃旅館が多く警戒を強めてるって記事もあったんですけど、例えばこれ、お父さんお母さん住んで、子供住んで、やがて子供が育っていっちゃって巣立っていくっていうかな。

そうするとお父さんお母さんで、今度は、ご主人が亡くなって、奥様だけになって、奥さんも亡くなる、そうなるとその家に誰も住む人がいなくなって、じゃあ相続ってことになった場合、全員が相続放棄してしまったと。

この場合っていうのは、何かこう打つ手っていうのが、あるもんなんですか。

それをちょっと。

○委員長（小倉利昭委員長） 副課長。

○渡邊公一郎地域づくり課副課長 相続放棄の場合、相続放棄をして、相続放棄が良しとされるまでの間、その間については、ご承知だと思いますが相続放棄をした方が、まだその権利、相続の権利を放棄になりませんので、その間にはその権利を主張されたときには、その方が、相続人と同じ形に管理をしていかなければならないとされておりますが、その後につきましては、相続放棄ということですので、その方には責任がないという形になってまいります。

○委員長（小倉利昭委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 これ、なかなか難しい問題だと思うんですね。

相続みんなが、全員放棄ですと。

で何かこう財産のそういった、それ1つの財産でありますでしょ、こういうものについての管理業務みたいなものっていうのはあるんですか。

○委員長（小倉利昭委員長） はい。

○内海 淳地域づくり課主査兼環境対策班長 先ほど副課長の補足説明的なものになるんですが、いわゆる相続の関係は、法令で義務づけられているものとなっております。

この場合、全員相続放棄ということではありますが、その際には必ず財産管理人、いわゆる管財人というのを立てる必要があります。

これ法律上の話であります。

ただ、おそらく石渡議員が仰ってるのは、その管理を立てずに対応された場合という形になるかと思われませんが、一応うちの方としては法律に従った形で業務を行う形になりますので、原則の、まず最後の方に対して、きちんと法に従い管財人を立てていただいた上で、適切な措置をとるようお願いすることになるかと思えます。

ただ、それが無い場合について、また色々考慮するかもしれませんが、現状ではまず法に従った形での対応が必要と考えております。

○石渡登志男委員 以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） よろしいですか。

はい、他に。

○副委員長（引間真理子副委員長） 市内の空家軒数が、以前ちょっと1,600ぐらいあったかと思うんですけども、実際、今までに危険だと判断されて、市の方で措置をした件っていうのはちょっとあるんでしょうか。

それとあと、所在者不明みたいな、そういった物件とかっていうので、こういった危険的

なものがあつた場合には、そういうところの対処というか、請求とかつていうのも、ちょっと市の方で補わなきゃいけないということなんでしょうか、教えてください。

○北田吉男地域づくり課長 まず空家の軒数ですけれども、1,600軒って仰いました、以前30年度の住宅土地統計調査ですかね、こちら1,900軒という報告をさせていただいております。

その後、市の実態調査やりまして、実際のところ726軒であつたというところですよ。

それから、所在不明のところについて危険な状態であつた場合、これは条例の方にですね、緊急安全措置、これも相手方がはっきりしてれば通知してということもあるんですが、はっきりしない場合でも、応急の措置は市の方が行うということを一応規定をさせていただいております。

○委員長（小倉利昭委員長） はい、班長。

○内海 淳地域づくり課主査兼環境対策班長 あと、先ほど過去の事例案件ということですが、すいません、細かい年度まで覚えてなくて申し訳ないんですが、白里地区で1件、特定空家として通知した事例がありまして、そこについては先方の方で最終的に解体したということで、特に行政代執行等は行っていない現状があります。

○副委員長（引間真理子副委員長） ありがとうございます。

本当に地域に住んでる方は、そういう危険な空家があつた場合は、とてもちょっと不安な状況になると思うので、緊急的にそういう対応が今後できればいいのかなと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（小倉利昭委員長） 田辺委員。

○田辺正弘委員 この議案は、空家対策を進める上で非常に重要な条例であると認識しておりますが、いくつか質問させていただきます。

まず、空家の定義は具体的にどのようなものが空家で、誰がどのような基準で判断するのか、また、空家と判断された場合は、指導、市はどのような対応をするのか教えてください。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○北田吉男地域づくり課長 まず空家の定義ですけれども、空家とは建築物又はこれに付随する工作物であつたり、居住その他の使用がなされていないことが常態化しているものと、その敷地を言います。

それから空家をどう判断するのかというところですが、先ほど申した居住が常態化していないもの、というところで、特に周辺に被害を及ぼすような危険な状態になつた、放置すればですね、そういう状態になつた場合は特定空家等として認定をしていくことになり

ます。

この特定空家等については、空家等対策協議会で審議を行った上で、認定をかけていく予定でございます。

そうなった場合には、勧告から措置命令をして、除去の指導をしていくというような状況になります。

以上でございます。

○委員長（小倉利昭委員長） 田辺委員。

○田辺正弘委員 ありがとうございます。

次、例えば台風とかそういう、災害が起こり得るような気象状況の中で、屋根が飛びそうだとかそういう空家を発見した場合は、市での対応はしていただけるのでしょうか。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○北田吉男地域づくり課長 第8条の緊急安全措置を適用しまして、応急的な必要最小限の措置、こちらを行います。

相手方が分かっている場合には通知をいたしますが、分からない場合においてもその措置は行っていく規定としております。

○委員長（小倉利昭委員長） 田辺委員。

○田辺正弘委員 次に代行措置の第9条の措置ですけども、どのような場合をやむを得ないと判断するのか、また、費用の回収が見込めない場合でもやむを得ないと、そういう事情があると判断することがありますか。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○北田吉男地域づくり課長 やむを得ないと認めるときがどういうことかっていうところだと思うんですが、例えば、施設に入所していたりとか、あと入院していたりとか、直接その方が管理することができないとか、あとは高齢等を理由に、その業者とかですね、その辺のところと交渉ができなかった、できない場合などを、そういうことが困難である場合をやむを得ない場合というふうにしております。

○委員長（小倉利昭委員長） 田辺委員。

○田辺正弘委員 空家はね大分問題になってる内容ですので、取り壊し補助などを含めて、幅広い視野で空家対策を進められるよう要望いたします。

以上です。

○委員長（小倉利昭委員長） 他にございませんか。

○内海 淳地域づくり課主査兼環境対策班長 委員長、すみません。

○委員長（小倉利昭委員長） はい、班長。

○内海 淳地域づくり課主査兼環境対策班長 すいません。

ちょっと補足という形で申し訳ないですが、先ほど引間委員からご質問いただきました、過去の事例の件で、四天木地区で1件対応したのですが、その際にちょっと特定空家として認定したかどうかはちょっと不明確でしたので、対応は1件で、特定空家の確認が必要かどうかであれば、また後日、引間委員の方にお話させていただきますのでそこを補足させていただきます。

○委員長（小倉利昭委員長） 他にございませんか。

高野委員。

○高野祐二委員 先ほどの代行措置の中で、当該措置に要した費用は、所有者の負担となるってことになるんですけども、負担を断られた場合とか、その回収が見込みが立たない場合、これは回収に関しては市の職員が行うんでしょうか。

それとも、第三者機関とかそういうところをお願いするのか、そこら辺をお伺いしたいのですが。よろしいでしょうか。

○委員長（小倉利昭委員長） 副課長。

○渡邊公一郎地域づくり課副課長 代行措置につきましては、最初に相手から申し出がありまして、それに対する返答ということですね、その部分、要は料金の部分についても、確約をいただいた上で、代行措置の方は行わさせていただくということになります。

○委員長（小倉利昭委員長） よろしいですか。

○高野祐二委員 はい。

○委員長（小倉利昭委員長） はい、石渡委員。

○石渡登志男委員 大綱ってね、縦に長いでしょ。

ちょっと大綱、それから増穂、白里、やっぱり一番多いのは白里ですか。

空家がね。

○委員長（小倉利昭委員長） 課長。

○北田吉男地域づくり課長 大体比率で言いますと、パーセンテージでいきますと、一番多いのは増穂地区ですね、36パーセントございます。

（「あー」と呼ぶ者あり）

○北田吉男地域づくり課長 これ、すみません。

空き家の実態調査をやった結果ということで、新しい、最新のデータの報告です。

議会で報告したものとちょっと違うかもしれません。

最新のデータが11月27日現在ですけれども、それでいきますと、増穂地区が36パーセント、白里地区が35パーセント、順を追っていきますと大網・山辺が20パーセント、あとは瑞穂地区は10パーセントというような感じになります。先ほど726件の割り振りですね。

○委員長（小倉利昭委員長） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（小倉利昭委員長） それではないようです。

地域づくり課の皆さんご苦勞様でした。退席していただいて結構です。

（地域づくり課 退室）

○委員長（小倉利昭委員長） それではこれより各議案の取りまとめを行います。

はじめに議案第3号 令和5年度大網白里市ガス事業会計補正予算案について、ご意見及び討論等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○委員長（小倉利昭委員長） よろしいですか。

（「正副にお任せします」と呼ぶものあり）

○委員長（小倉利昭委員長） それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第3号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小倉利昭委員長） 総員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見、討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小倉利昭委員長） よろしいですか。

それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小倉利昭委員長） 挙手総員。

よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第7号 大網白里市空家等の適切な管理に関する条例の制定について、ご意見、討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小倉利昭委員長) よろしいですか。

それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(小倉利昭委員長) 挙手総員。

よって議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長(小倉利昭委員長) 次にその他ですが、何かございませんか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(小倉利昭委員長) なければ、以上で協議事項とその他についてを、その他についてを終了いたします。

◎閉会の宣告

○副委員長(引間真理子副委員長) 以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

(午後2時14分)